

平成 21 年度 第 4 回

富合町合併特例区協議会臨時会



と き 平成21年12月4日(金)
午後2時00分～
ところ 富合総合支所 3階大会議室

富合町合併特例区協議会事務局

協議第 1 号

富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則の一部改正について

富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり提案する。

平成 21 年 12 月 4 日 提出

富合町合併特例区長 村 崎 秀

富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則の一部を改正する
規則

富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則（平成20年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「250,000円」を「187,500円」に改める。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

参考資料

○富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則新旧対照表（第2条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

| 改正案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>（報酬の額） 第2条 構成員の報酬は、月額<u>187,500円</u>とする。</p> | <p>（報酬の額） 第2条 構成員の報酬は、月額<u>250,000円</u>とする。</p> |